内閣総理大臣

安 倍 晋 三 様

緊急要望書

平成25年10月19日 福島県南相馬市長 桜井 勝延

東日本大震災及び原発事故から2年7か月が経過した現在、当市では震災前の活力やにぎわいを取り戻すべく、市民一人ひとりが将来に夢と希望を抱き、安心して暮らすことのできる魅力的なまちづくりを目指し、その実現に向け全力で取り組んでいるところです。

しかしながら当市を取り巻く状況は依然厳しく、市内に居住する市民は、震 災前の69%の回復にとどまっています。特に子育て世帯の流出は、急速な高 齢化の進行と生産年齢人口の著しい減少を招くとともに、医療・介護施設にお けるスタッフ不足、施設再開の遅れや従業員不足による事業所再開の遅れなど、 市民生活における安心確保と産業の活力の回復を妨げる要因となっています。

将来的に持続可能な自治体運営を行っていくためには、生産年齢人口の回復が不可欠であり、市としてそのための各種施策に取り組む考えですので、その実効性を確かなものとするために国の支援が必要であることから、下記事項について要望します。

記

1 帰還促進及び移住・定住促進策

生産年齢人口を回復させるためには、現在避難している若い世代を帰還させることに加え、新たな移住・定住を誘導することが必要と考えることから、次の施策について支援策を講じること。

(1)住宅整備に関する支援

帰還者や移住者が市内に住宅を新築するとき、または中古住宅を購入する際の助成や、借り上げ住宅に対する補助など、帰還の決断を後押しし、または居住地を選択する際の大きなインセンティブとなる各種住宅施策を行うための財源措置を講じること。

(2)子育て環境の充実に関する支援

幼稚園授業料・保育園保育料の負担軽減や特色ある教育を行うための財源措置、または確実に効果を上げるための人材の派遣や指導助言を行うなどの支援策を講じること。

また、安心して子育てを行うためには、小児科医をはじめとする医療機関が充実していることが不可欠であるため、当地域への優先的な医師の配置策を講じること。

2 安定的な雇用環境の創造

生産年齢人口を回復させるためには、生活の基礎となる雇用環境を整備することが不可欠である。当市においては事業所の撤退や休止・閉鎖が相次ぎ、震災から2年以上経過した今でも7千人以上の雇用が失われるとともに、さまざまな業種での事業活動が大きな打撃を受け、多くの事業所の再開見通しがつかない状況にある。このことから、国の責任において、次の施策を実行すること。

(1)工業団地整備への支援

企業誘致をするためには受け皿となる土地が必要であり、当市では震災 後、復興交付金等を活用し工業団地の整備を進めている。

しかし、復興交付金による工業団地の整備については、造成・工事など ハード部分についての補助率が2分の1で、残りの数十億円は自治体が調 達しなければならず、被災自治体にとって大きな負担となる。被災自治体 の負担を軽減し、立地企業の受け皿となる工業団地の整備を加速するため、 ハード部分についても全額復興交付金で整備できるようにすること。

(2)企業立地の誘導

当市では、新たな工業団地の整備を進め、避難市民が帰還し安定して働けるよう全力で企業誘致等に努めているところだが、現下の当市を取り巻く状況から、大変厳しい状況にある。このことから、国の責任において、当市への企業立地の誘導を積極的に行うこと。

また、国内の研究機関等と地域の企業群との結びつけを図り、将来に向けた技術の創出を図るため、様々な分野にわたる国等の研究機関を当市に設置すること。

(3)被災地の事業者に対する支援

市内で再開した事業者は精一杯努力しているが、一度失った顧客を取り 戻すことは難しく、人手不足の影響もあり機械設備の稼働率や売り上げが 震災前のレベルまで回復せず、税や電気料金等の固定費の負担が重くのし かかっている。

現在、休業補償や新規立地、新規の設備投資に対する支援策はあるが、既存の機械設備を使い被災地で再開した事業者への支援が手薄となっていることから、売り上げや機械設備の稼働率が震災前のレベルまで回復するまでの間、被災地の事業者への税負担等に対する給付金等(固定資産税や社会保険料、労働保険料の減免のための財源措置や、電気料の値上げ、消費税引き上げに対応する給付金) 国による支援策を講じること。